

<論 説>

19世紀フェーダ教区における農民農場の借地契約書

佐藤 睦 朗

目 次

- I. はじめに
- II. 史料
- III. 借地契約書の分析
- IV. 総括

I. はじめに

本稿の課題は、19世紀スウェーデンにおける農民農場の借地契約書に関する分析を通じて、貸し手である農場所所有農民と、借り手である耕作農民（brukare, hemmansbrukare）との間での借地条件の一端を明らかにすることにある。これは、筆者が今後執筆を予定している、19世紀スウェーデンの農民農場における借地制度や耕作農民に関する実証研究の予備的考察である。

19世紀スウェーデン農村社会における借地契約書に関する分析は、地主大農場（gods）を対象とした研究のなかではなされているものの、農民農場を対象とした研究ではほとんど着手されていない状況にある¹。本稿の史料分析は、この実証研究の空白領域を埋めようとする試みである。

本稿では、東中部スウェーデン：ウステルユートランド（Östergötland）地方中部のフェーダ（Skeda）教区の農民農場を分析対象とする。この教区はハーネキンド（Hanekind）郡の南端に位置し、北部には平野部が広がる一方、中央部から南部にかけては森林地帯の要素も混在する中間地帯に属しており、多様な村落形態が混在した。課税評価額に基づく²と、19世紀半ばの段階で農民所有地が教区全体の60%ほどを占め、かつ地主大農場の数も限定されていたことから、自作農地帯の教区であったといえる²。

フェーダ教区を対象とした土地制度史的な研究は、地方史・郷土史レベルを含めて皆無に等しい状況にある³。このため本稿の教区レベルの実証的な考察は、基本的に筆者自身による史料調査に基づくものである。

II. 史料

(1) 資産取引登記簿

本稿で主な分析対象となる借地契約書 (arrendekontrakt) は、「資産取引登記簿」(inteckningsprotokoll) のなかに記載されている。この文書は、利害関係者が郡裁判所 (häradsrätt) に提出した不動産取引への法的承認 (lagfart) や、土地取引に関連した銀行からの融資状況、農場の付属するトルプ (torp: 小作地) の小作契約などが記録されたもので、通常5年分が一冊にまとめられている。郡内での様々な不動産取引や融資などについて5年間分も記載されていることから、一冊あたり1000頁を超えることも珍しくない。これらは必ずしも教区単位や取引内容によって整理されてはいないことから、調査を行う際にはかなりの時間と労力を要する。実際、7つの教区で構成されたハーネシンド郡の膨大な記述から、フェーダ教区に関連する事項だけを選ぶ作業だけでも一苦勞である。

このように非常に扱い難いものではあるが、「資産取引登記簿」はスウェーデン農業史・農村史の実証研究において必読の史料とされており、特に土地・農場の取引の分析の際には、この文書の調査は避けて通ることはできない。筆者も、フェーダ教区内での農場取引に関する情報を得ることを主な目的として、1815~1880年のハーネシンド郡の「資産取引登記簿」⁴をヴァッドステーナ地方史料館 (Landsarkivet i Vadstena) で調査したのであるが、その過程で、先行研究ではほとんどふれられてこなかった農民農場の借地契約書の記載を8件分発見した (表1)。図1はそのうちの1つで、1855年12月に締結され、1856年4月14日付けで郡裁判所に提出されたオールンダ (Orlunda) 村南農場区 5/8 マンタール農場⁵の借地契約書の前半部分である。このオールンダ村の借地契約書の内容については、次節で検討することにした。

表1の8件のうち、1862年のシークテボ村 1/72 マンタール農場の借地契約書については、セットとなっている開墾地: ヴォーテボ (Wätebo) の方が主な対象となっていることから、本稿での分析の対象外とする⁶。このため、残りの7件を本稿での分析対象とする⁷。これらの農場

表1 フェーダ教区における農民農場の借地契約書: 1815~1875年

農場名	農場規模	契約成立年	備考
スコーレボ (Skålebo) 村 1/4 マンタール農場	中農場	1818年	
シーロルプ (Syrorp) 村 1/4 マンタール農場	中農場	1839年	
スコーレボ村 1/16 マンタール農場	小農場	1841年	耕作契約書 (brukningskontrakt) と記載。
オールンダ (Orlunda) 村北農場区 5/32 マンタール農場	小農場	1845年	「契約書」としての表題はないが、形式的には借地契約書。
オールンダ村南農場区 5/8 マンタール農場	大農場	1856年	1855年末に締結、1856年に郡裁判所で受理。
カールストルプ (Karstorp) 村 1/4 マンタール農場	小農場	1856年	
シーロルプ村 1/16 マンタール農場	小農場	1856年	
シークテボ (Sikotebo) 村 1/72 マンタール農場	零細農場	1862年	開墾地ヴォーテボ (Wätebo) の 3/4 とセットで貸し出し。

典拠: Inteckningsprotokoll AllA:11-21, Hanekinds härad's arkiv, Landsarkivet i Vadstena (以下, VaLA と略記); Fastighetslängder för Hanekinds härad 1820-1860, VaLA.

図1 オールンダ村南農場区5/8マントール農場の借地契約書(一部)

1856. den 14. April.
 såvnda den efter för godkännande, till afslut
 om hand så skedd varit.
 Hållvid den 14 April 1856

Bevittnas af Magnus Nilsson.
 Melcher Nyberg. Johannes Jönsson.

Som upplästes och läst, på begäran, till
 vederbörandes Jäkterhet samt den Kräft
 och uerken, dag förklarar, uti inlesta:
 ringsprotocollen intaget, derom bevis
 a handlingar beskrivas och protokoll utdrag
 skulle meddelas.

och begäran om detta intagande i detta protokoll
 inlemnades till 1856. detta

Ordnings-contrakt
 "Sått man som Johan Gustaf Pettersson Carlström
 derav, jag på det är vid skedd från den 14.
 inständande mars med innevarandes års träke
 mine ägande, Sj. del Örtunda Årens Skulle medhöll
 i Skoda jaktom, med följande villkor:

1. som Gastmottage efter laga synsätti ärlygharrens
 och hundra brottobro bekidaler 16 R Banco och Sj. del
 kunnor, oframnämde deraf R. kunnors fröster och R. kunn:
 mar tag i ren och frukt jät, som af bekidaler och kunn:
 drader och kunn bekidaler 3 R samt oframnämde
 Thomasmessidag och återbetadens och bekidaler 10 R
 som bekidaler 3 R) S. all Banco den 14 mars efter
 kunn är skedd.

De lason ärlygharrens jag vill under
 arrendetiden helo kunn ändan i byggnaden, voga:
 skullet med ändan oframnämde i ända ändan på gar:
 den samt oframnämde utmed allmänna vägar
 dem och joler för R. för bland arrendatens
 oframnämde samt kunn för l. sacinkrentur, oframnämde
 för desamnad i trädgårdet, det under om kunn
 gen arrendatens oframnämde land, som arrendatens
 ligen skall brukas och gödsel utgång som den arrende.

S. 4.
 Inlemning
 uti
 Örtunda
 Sj. del off: R.
 all kunn.
 17-18
 Summa 100
 och 100 - 100
 attom 100 - 100
 17-18

注) ページの半分より少し上の部分から、該当する借地契約書の記載(冒頭から第2項の途中まで)となつている。
 出典: Inteckningsprotokoll 1856-1860 (Alla:19) s.321, Hanekinds härad arkiv, VaLA.

を別稿で設定した課税評価額に基づいて分類すると、表1に示される通り、小農場と中農場が中心であり、本稿で主に扱うオールダ南農場区5/8マントール農場のみ大農場であった⁸。

なお、1841年作成のスコレボ村1/16マントール農場の契約書は、「耕作契約書」(brukningskontrakt)という名称であるが、内容的には借地契約書とほぼ同じであることから、本稿の考察対象とする⁹。また、オールダ村北農場区5/32マントール農場の契約書についても、表題の記載がないのであるが、形式的には他の借地契約書と全く同じものであることから、同様に本稿の考察対象に含めることにする。

(2) そのほかの史料

契約書を分析するにあたり、その背景にある土地所有関係や農場所有農の家族構成、耕作農民との関係などについての情報を把握する必要がある。

土地所有関係についての調査には、「人頭税帳簿」(mantalslängder)と「不動産税登録簿」(fastighetstaxeringslängder：通常は単にtaxeringslängderと記載されることから、徴税台帳とも訳しうる)を使用する¹⁰。前者は、毎年各世帯の15歳以上の居住者を記載した文書で、農場所有者や借地農の氏名を知ることができる史料である。一方、後者は農場所有者の情報のみが記載された文書で、各農場の所有者を確定する際に有用な史料である。

また、農場所有農の家族構成や農場所有農と借地農との親族関係の有無などの調査には、ユメオ(Umeå)大学にある「人口学データベース」(Demografiska databasen)内の「インディコ：ネット上の教会簿冊」(INDIKO - kyrkböcker på nätet)とよばれるデジタル史料を利用する¹¹。これは、「家庭内試問記録簿」(husförhörslängder)、「婚約・婚姻記録帳」(lysning- och vigselböcker)、「移動記録簿」(flyttningslängder)、「出生・洗礼記録帳」(födelse- och döpböcker)、「死亡・埋葬記録帳」(död- och begravningsböcker)の5種類の史料からなる「教会簿冊」(kyrkböcker)をデータベース化したもので、原史料よりも簡易に調査することが可能である。

こうした租税関連の台帳や教会簿冊の史料では、所有権を有せずに農場経営を行う農民を、通常brukare(耕作者)の頭二文字をとって「Br」と表記することが一般的で、資産取引登記簿の借地契約書のように「arrendator」(借地農・借地人)と記載されることは稀である¹²。このため本稿では、借地料などの対価を支払って農場所有者から農民農場を借り受けて耕作を行う農民を「耕作農民」と訳すことにする。ただし、借地契約書の原文でarrendatorと記載されている場合には、「借地人」と訳すことにする¹³。

Ⅲ. 借地契約書の分析

(1) オールダ村南農場区3/8マントール農場借地契約書(1855年)締結の背景

本章では、先に図1で示した、オールダ村南農場区3/8マントール農場の契約書を中心に考

察を進めることにする。この農場は大農場に分類され、必ずしも典型的な農民農場というわけではないが、契約書の内容が網羅的であり、他の6つの契約書の内容と共通する点が多くみられることから、借地契約書の全般的な内容を把握するには適切な事例であると考えられる。

この借地契約書が結ばれた1855年末段階での農場所有農は、1777年生まれのパートル・アンデション (Peter Andersson) であった。彼は、1805年に28歳で実父であるアンデシュ・アンデション (Anders Andersson) から同農場の所有権を相続した。さらに、1833年からは、中農場であるスレットバック (Slättbacka) 村1/4マントール農場を購入して、複数の農場の経営を行った。ただし、スレットバック村の農場については、71歳となった1848年から、三男であるヨーハン・グスターヴ・ペーテション (Johan Gustav Pettersson) に貸し出して、経営を任せるようになっていた。また、1850年にはオールンダ村南農場区5/8マントール農場も五男のフレドリック・ペーテション (Fredrik Pettersson) に貸し出すことで、73歳になっていたアンデションは農場所有権を保持しつつ農場経営から退いた¹⁴。

五男のパーションによるオールンダ村農場の借地経営は、彼が隣接するスラーカ (Slaka) 教区の自営農民となるべく移動したことによって1855年末をもって終了した。この後に農場の経営を引きついだが、上述の1848年からスレットバック村の耕作農民となっていた三男ペーテションである¹⁵。以下の契約書は、この際に78歳の父アンデション (彼の妻であるリーサ・ヤコブスドッテル: Lisa Jacobsdotter と連名) と32歳の三男ペーテションの親子間で締結され、翌年の1856年に郡裁判所に法的承認を求めるために提出されたものである。

(2) オールンダ村南農場区3/8マントール農場借地契約書の翻訳

我が息子ヨーハン・グスタヴ・ペーテションに対し、来る3月14日より6年の間、私が所有するフェーダ教区王領担税地¹⁶の騎兵扶養地¹⁷であるオールンダ村5/8 (マントール) 農場を、今年の休閒地とともに、以下の条件で貸し出すこととする。

1: 当該農場は、法定査察の後、年間233リクスダーレル・バンコ16シリング (の現金)¹⁸、および2トゥンノル¹⁹の小麦と2トゥンノルのライ麦からなる、4トゥンノルの洗浄済みで良質の穀粒を一年分の借地料として、貸し出される。借地料のうち、116リクスダーレル・バンコ32シリングと穀粒を聖トーマス祝祭日²⁰に、残りの現金: 116リクスダーレル・バンコ32シリングを毎年の収穫開始後の3月14日に、それぞれ支払うこととする。

2: 毎年の隠居用として、住居の西側全てと、農場の東側に通ずる屋根裏部屋付きの荷馬用干し草置き場、および公道に面した下男小屋を、契約期間中、農場所有者が使用する。また、借地人は農場所有者の家畜に対して2匹の羊用の飼育スペースと飼料、および1匹の豚用の飼育スペースを提供するとともに、休閒地での家畜の放牧を認めることとする。このほか、農道の西

側にある現行のジャガイモ畑を保持することとし、借地人はそのジャガイモ畑を年に一回耕作するとともに堆肥を行うこととする。加えて、借地人が借地料の減免なしで、毎日新鮮な牛乳を提供するとともに、要求に従って、スレットバツケ農場にある製材所から必要な薪を運び、かつ町や教会への送り迎えをしなければならない。

- 3: 借地開始後に発生する家屋の腐食に関連する費用は、借地年度末の支払い時に請求する。
- 4: 借地人は、既存・新規にかかわらず、またいかなる名称や性質であれ、農場に賦課される租税は全て負担しなければならない。ただし、所有権に基づく特別資産税²¹については、私自身が支払うことから、上述の租税負担から除外する。
- 5: 借地人は、当該農場に帰属するトルプ（小作地）を自由に利用することができる。
- 6: 当該農場から飼料や肥料を持ち出すことを禁ずる。
- 7: 当該農場の生垣や柵に必要な木材は、借地人自身で用意しなければならない。
- 8: 借地人は、農場の所有地をよく管理し耕作しなければならない。また、春の播種までは、休閑地での囲い込み地が4トウンネランド以上にはなってはならない²²。

オールンダ村，1855年12月20日

リーサ・ヤコブストツテル ペーテル・アンデション

私は、契約書内容に満足しており、上述の内容を遵守する。

ヨーハン・グスタヴ・ペーテション

(3) 契約書の内容分析

まず、前節で翻訳した契約書の内容について、検討してみたい。第2項の記述から、この借地契約書が老人扶養の隠居契約書も兼ねていることがわかる。その内容は、住居のほぼ半分を隠居人側が従来通り使用するとともに、ジャガイモ畑での栽培・収穫義務や家畜の管理負担を借地人が負い、さらに毎日の牛乳や必要に応じた木材の提供、ひいては町や教会への往復手段の提供まで借地人側が負担する、というものである。また、第1項の現物納部分も、実質的には隠居費分の支払いであると考えられる。これらの内容から、老夫婦が農場所有権を保持し、隠居契約の一環として自身の農民農場を実子に貸し出すことで、安定した老後生活の保障を得ようとしていた

ことがわかる。

一方、借地人である耕作農民の負担は、この隠居費用だけではない。第1項にある年間233リクスダーレル・パンコの借地料は、零細農場の購入も不可能ではなかった額であることから、決して安くはなかった²³。また第4項では、当該農場に賦課される租税についても、特別資産税を除いて全て負担すべきと規定され、さらに家屋の腐食の弁償（第3項）や農場の生垣・柵の管理（第7項）も明記されていることから、借り手である耕作農民側にとってかなりの負担であったと推察される。第5項で農場に付属するトルプ（小作地）の利用については自由としており、耕作農民側への一定の配慮はなされているものの、相当な負担を要求する内容であり、耕作農民側に高い農場経営能力が求められたといえよう。

以上のような分析をふまえて、次に、このオールンダ村南農場区5/8マンタル農場の契約書と他の6件の契約書との間の相違点と共通点についてみてみよう。表2に示される通り、借地料の構成（現金のみ、現金と現物の併用、現物のみ）での差異がみられるものの、全体としては共通点が多い。契約書上の借地契約期間については、オールンダ村北農場区の事例（10年）を除くと全て6年間と定められていることから、当時の契約上の借地期間は6年が一般的であったと考えられる。

7件の間での第一の共通点として、契約者間の親子関係の有無にかかわらず、全てにおいて隠居契約の内容を含んでいる点が挙げられる。隠居契約に関する条項がない場合でも、穀物を中心とした借地料のほか、必要とする木材の提供や教会などへの送り迎えの義務などの記載があることから、事実上隠居の内容が含まれていたとみて問題はないと思われる。借地料と隠居費用負担

表2 フェーダ教区における農民農場の借地契約書（7件）の記述内容

農場名	農場規模	契約成立年	契約者間の関係	借地契約期間	隠居の条項	借地料	租税負担の条項	備考
スコーレボ村1/4マンタル農場	中農場	1818年	親子	6年	あり	現金・現物	あり	隠居費用負担分として穀物の支払いを規定。
シーロルプ村1/4マンタル農場	中農場	1839年	親子	6年	なし	現物	あり	隠居の規定自体はないが、穀物での年間借地料が、隠居費用負担分となっていると考えられる。木材提供義務の規定あり。
スコーレボ村1/16マンタル農場	小農場	1841年	親子	6年	あり	現物	あり	隠居費用負担分として穀物の支払いを規定。
オールンダ村北農場区5/32マンタル農場	小農場	1845年	非親族	10年	あり	現金・現物	あり	隠居費用負担分として穀物の支払いを規定。
オールンダ村南農場区5/8マンタル農場	大農場	1856年	親子	6年	あり	現金・現物	あり	教会・町への送り迎え義務に関する記述あり。
カールストルプ村1/4マンタル農場	小農場	1856年	非親族	6年	あり	現金	あり	隠居費用も現金支払い。
シーロルプ村1/16マンタル農場	小農場	1856年	親子	6年	なし	現物	あり	年間借地料（穀物納）が事実上隠居費であったと考えられる。教会・町への送り迎え義務に関する記述あり。

典拠：Inteckningsprotokoll AllA:11-21, Hanekinds härads arkiv, VaLA ; Fastighetslängder för Hanekinds härad 1820-1860, VaLA ; INDIKO, DDB.

が別建てとなっているケースと事実上単独の隠居費のみの負担であるケースに分かれるが、いずれにせよ、高齢のために農場経営の一線から退いた農場所有者（あるいは農場所有者夫婦）が、借地契約を通じて隠居の生活の保障を得ていた点で、全ての契約書の内容は共通している。ただし、隠居費用の支払い形態の差異（全額現金支払いの場合と現物での提供の場合がある）や教会・町への送り迎えの義務の有無など、細かい点では相違点もみられる。

第二の共通点として、租税負担に関する記載が挙げられる。オールンダ村南農場区5/8マンタール農場借地契約書の第4項でみられる文言は、他の全ての契約書で明記されている。このため、耕作農民によって借地料や隠居費用負担とともに、原則として農場に課せられた租税も支払われることが慣例化していたと考えられる。

第三に、家屋や農場の柵などの維持・管理についての条項が必ず盛り込まれている点も、7件の間で共通している。

こうしたことから耕作農民は、借地料・隠居費用、租税、家屋・農場の維持、という3つの主要な負担を対価に、通常6年契約で農場の耕作権を得ていたと整理することができよう。これは、所有権の移転を伴わない隠居契約であり、貸し手である高齢の農場所有農民側が、若年層の耕作農民に高い農場経営能力を通じて、隠居契約の誠実な履行を求めていることを示している。一方、借り手側の耕作農民側からみれば、負担額はほぼ定額であり、かつオールンダ村南農場区の事例でトルプ（小作地）の利用の自由が認められていることに示されるように農場経営にはある程度の裁量は与えられていたことから、順調に経営が行われた場合には、余剰利潤を得る可能性もあったと考えられる。

(4) オールンダ村南農場区3/8マンタール農場の借地契約の解消

農場所有農民ベートル・アンデションは、借地契約が開始された2年後の1859年に81歳で亡くなった。彼は、この農場とスレットバッケン村1/8マンタール農場のいずれも生前には売却や相続などをせず、所有権を保持したまま亡くなっている。彼の死後、妻であるリーサ・ヤコブスドッテルと彼女の8人の子の間での共同所有の時期を経て、1861年までにスレットバッケン村の農場は六男のアウグスト・ペッテション（August Pettersson）に、またオールンダ村の農場は次女のアンナ・グレータ（Anna Greta）と夫のニコラウス・カーション（Nikolaus Karlsson）に、それぞれ所有権が相続された²⁴。

こうした所有権の移転のなかで、三男ヨーハン・グスタヴ・ペーテションは、契約書で明記された6年間よりも1年早く借地契約を解消し、それ以前の1858年に彼の妻の父から取得していた、同じオールンダ村南農場区にある別の農場（5/16マンタール農場）に移動した。つまり、三男ペーテションは、耕作農民としての最後の4年間は、既に自営農民の地位にもあったのである。この農場の取得にはおよそ5300リクスダーレルの現金が必要であったが、その購入資金を1848年のスレットバッケン村1/8マンタール農場での借地開始以降、およそ10年間にわたる耕

作農民としての農場経営を通じた余剰生産の蓄積によって得たと考えられる²⁵。すなわち、自作農になる前の一定期間、所有権を有しない「ライフサイクル耕作農民」とよびうるような立場にあったことを意味するといえよう²⁶。

IV. 総括

本稿では、1815年から1880年までの間のハーネシンド郡の「資産取引登記簿」にある、フェーダ教区関連の7つの借地契約書を分析することで、農民農場における借地関係の一端を考察した。農場所有農民側は、耕作農民側に借地料、隠居費用、租税負担を要求し、かつ家屋と農場の維持・管理の負担も転嫁していた。これは、貸し手である高齢者ないしは高齢夫婦が、農場所有権を手放さずに保持することで、経営能力を有した有能な若年者を借り手に選び、隠居生活の安定を確保しようとしていたことを示しているといえよう。つまり、フェーダ教区の場合、借地契約書が隠居契約書の側面を有していたのである。一方、借り手側にとっては、毎年の負担額はほぼ定額であり、農場の経営が順調に行われた場合は、余剰利潤を得て農場購入の資金を貯める機会となっていたと考えられる。

北欧諸国での先行研究では、19世紀における隠居契約について、農場所有権の相続・売却に伴う場合のみが扱われ、本稿で対象とした借地契約を通じた隠居制度に関する考察は、管見の限りでは、なされてこなかった²⁷。また、一定期間親子の間で借地関係が形成されるようになった点を、20世紀前半に農場所有権の移転を柔軟に行うために広まったとする見解が近年のスウェーデン農村史・家族史研究のなかで出されているが、本稿で指摘した19世紀における親子間での借地契約についてはふれられていない²⁸。こうしたことから、本稿での借地契約書の分析は、スウェーデン農業史・農村史研究の空白領域を埋める作業となったといえよう。

もっとも、本稿の分析対象はあくまでも借地契約書が郡裁判所に提出された7件のみであり、それ以外の農民農場での借地関係にまで単純に一般化することには慎重でなければならない。とはいえ、隠居契約の誠実な履行を求める高齢の農場所有農民と、農場を購入して自作農となる前段階である「ライフサイクル耕作農民」との間での借地契約が、フェーダ教区の農民農場における借地関係の一つの形態として存在していたとみて大過はないと思われる。この形態が、契約書が残されていないケースも含めて19世紀にどの程度普及していたかについては、教区全体での事例を数量的に分析することが必要となるが、その考察は別稿に譲ることにしたい。

注

- 1 スウェーデン南部のスコーネ (Skåne) 地方の地主大農場における契約書分析については、以下の英語論文がある。Christer Lundh & Mats Olsson, "Tenancy contracts in Scania from the Middle Ages to the nineteenth century", in Bas J.P. van Bavel and Phillip R. Schofield (eds), *The development of leasehold in north-western Europe, c.1200-1600*, Turnhout: Brepols publishers n.v., 2008, pp.113-137. また、18世紀後半の折半小作契約書については、Jonas Lindström, "Skattelandbor och hälftenbrukare. Jordägare och arrende un-

- der 1600- och 1700-talen”, i Anders Wästfelt (red), *Att bruka men inte äga. Arrende och annan nyttjanderätt till mark i svenskt jordbruk från medeltid till idag*, Stockholm : Kungliga Skogs- och Lantbruksakademien 2014, s.65-68. のなかで簡単にふれられている。
- 2 フェーダ教区の農村・農業構造については、拙稿「18-19世紀のフェーダ教区における農業景観」『経済貿易研究』第40号(2014年), 79-96頁, を参照されたい。
 - 3 フェーダ教区の郷土史研究として以下の本があるが、土地制度史や農業史の視点からの考察や分析はほとんどなされていない。Skeda hembygdsförening (red), *Skedaminnen : berättelser och historia, vol.1-2*, Linköping : Skeda hembygdsförening 2000, 2017.
 - 4 Inteckningsprotokoll 1816-1880 (AIIa:11-23), Hanekinds härad arkiv, Landsarkivet i Vadsten (以下, VaLA と略記)。
 - 5 マンタル (mantal) は租税基準となる単位で、農場の経営規模をおおまかに示している。ただし、19世紀においては開墾や農業改良が進み、同じマンタルの数値の農場であっても、実際の経営規模には大きな差異が生じていた。このため一概には言えないが、おおむね1/4マンタル程度が19世紀における中農場の標準的な数値であった。このマンタルについては、拙稿「19世紀東中部スウェーデンにおける農場分割—フェーダ教区の農民農場を対象とした考察：1820～1890年—」『(神奈川大学) 商経論叢』第39巻第3号(2004年), 38-42頁。
 - 6 Arrendekontrakt 1862 för Siktebo 1/72, inteckningsprotokoll 1861-1865 (AIIa:20), Hanekinds härad arkiv, VaLA.
 - 7 Arrendekontrakt 1818-24 för Skålebo 1/4, inteckningsprotokoll 1816-1820 (AIIa:11) ; Arrendekontrakt 1839-45 för Syrorp 1/4, inteckningsprotokoll 1836-1840 (AIIa:15) ; Brukningskontrakt 1841-1847 för Skålebo 1/16, inteckningsprotokoll 1841-1845 (AIIa:16) ; Kontrakt 1845-1855 för Orlunda Norrgård 5/32, inteckningsprotokoll 1841-1845 (AIIa:16) ; Arrendekontrakt 1856-62 för Orlunda Södergård 5/8, inteckningsprotokoll 1856-1860 (AIIa:19) ; Arrendekontrakt 1856-62 för Karlstorp 1/4, inteckningsprotokoll 1856-1860 (AIIa:19) ; Arrendekontrakt 1856-62 för Syrorp 1/16, inteckningsprotokoll 1856-1860 (AIIa:19), Hanekinds härad arkiv, VaLA.
 - 8 農場の分類基準については、拙稿「19世紀東中部スウェーデンにおける農場分割」, 同「フェーダ教区における農民農場の耕地面積：1775～1874年」『(神奈川大学) 商経論叢』第42巻第2号(2006年), 49-60頁。
 - 9 「耕作契約書」が借地契約書となっている事例は、このスコーレボ村のもの以外にはみつからなかった。同じ耕作契約書という名称でも、1839年のアールルプ (Alarp) 村の事例では、農場の売却に伴う耕地権移譲に関する文書であった。Brukningskontrakt 1839 för Ahlarp 1/12, inteckningsprotokoll 1836-1840 (AIIa:15) Hanekinds härad arkiv, VaLA.
 - 10 Mantalslängder för Östergötland 1820-1890, VaLA ; Fastighetslängder för Hanekinds härad 1820-1890, VaLA.
 - 11 INDIKO : kyrkböcker på nätet, Demografiska databasen, Umeå universitet (以下, INDIKO, DDB と略記) このデータベースを使用する際、以前はブラウザ上で操作を行う形式であったが、現在は専用のアプリケーションを用いる形式となっている。
 - 12 教会簿冊のなかでも「借地人」と記載されているケースはみられるが、フェーダ教区の場合、農民農場ではなく、地主大農場の大借地農か、爵位を持たない上層中間層 (ofrälse ståndspersoner : 身分制議会の四身分 : 貴族・僧侶・市民・農民に属していない, 新興の有力者層をさす) 所有の農場の借地人をさすことが一般的である。
 - 13 資産取引登記簿では、農民が農場を借りる場合のほか、小作人であるトルバレがトルプ (小作地) を借りる契約書においても、借り手側を「借地人 (arrendator)」と記載している。このため、資産取引登記簿の翻訳の際に arrendator を「借地農」とは訳すことは適切ではない。なお、トルプおよびトルバレについては、拙稿「フェーダ教区の家内内諮問記録簿における社会階層名：1788～1896年」『(神奈川大学)

- 商経論叢』第38巻第4号(2003年), 86-87頁。
- 14 Mantalslängder för Östergötland 1804-1806, VaLA; Fastighetslängder för Hanekinds härad 1845-1859, VaLA; INDIKO, DDB.
- 15 Fastighetslängder för Hanekinds härad 1850-1859, VaLA; INDIKO, DDB.
- 16 王領担税地と訳した部分の原文は, krono-skatteである。これは, 18世紀以降に進行した王領地売却 (skatteköp) によって王領地から担税地 (1789年以降は所有地とほぼ同義語) に転換されたことを示していると考えられる。
- 17 騎兵扶養地 (rusthåll) は, 騎兵とその装備一式の負担を求められる代わりに, 農民農場に通常賦課されていた地租 (grundskatt) や歩兵の扶養義務を免除された農場をさす。この農場を経営する農民は, 騎兵扶養農民 (bonderusthållare) ないしは騎兵扶養者 (rusthållare, rusthållsägare) とよばれた。ウステルユートランド地方の場合, この騎兵扶養農民が上層農民を形成し, 18世紀以降の農業革命の主導的な役割を果たした。Birgitta Olai, *Storskiftet i Ekebyborna. Svensk jordbruksutveckling avspeglad i en östgötasocken*, Uppsala: Almqvist & Wiksell International 1983, s.210-224; Kalle Bäck, *Bondeopposition och bondeflyttande under frihetstiden. Centralmakten och östgötaböndernas reaktioner i näringspolitiska frågor*, Stockholm: LTs förlag, 1984, s.258, 270-271.
- 18 通貨単位であるリクスダーレル・バンコ (riksdaler banko) は, 1855年に廃止されているが, 1859年頃まで暫定的に使用されていたため, この契約書でもリクスダーレル・バンコでの金額表示となっていると考えられる。なお, 1リクスダーレル・バンコは48シリング・バンコ (skilling banco) である。こうした通貨制度については, 拙稿「フェーダ教区の家内諮問記録簿における社会階層名: 1788~1896年」『(神奈川大学) 商経論叢』第38巻第4号(2003年), 86-87頁。Lennart Jörberg, *A history of prices in Sweden 1732-1914, vol.1*, Lund: CWK Gleerup, 1972, pp.81-83.
- 19 1トゥンナ (tunna) は, 穀物の場合, 通常165リットルであった。L. Jörberg, *A history of prices in Sweden...*, p.94.
- 20 12月21日をさす。
- 21 原語は bevilling で, 本来は四身分制議会の議決を経て賦課される「臨時税」をさしていたが, 19世紀には恒常的に課税されていたことから, 本稿では「特別税」と訳した。この特別税は, その後の所得税に繋がるものと, 間接税となった部分とに大別されるが, ここでは前者に属する不動産特別税 (bevilling av fast egendom, fastighetsbevilling) をさしていると考えられる。この不動産特別税は, 不動産税登記簿に記載されている課税評価額を基準にして毎年賦課された。Herman Juhlin Dannfelt, *Lantmannens uppslagsbok*, Stockholm: Norstedt 1923, s.101-102, 190-196; Role Adamson, *Järnavsättning och bruksfinansiering 1800-1860*, Göteborg: Göteborgs universitet 1966, s.122-124.
- 22 この項の記述は, 二圃制・三圃制から近代的な輪作農法に移行する過渡期に困り込みに関する村での取り決めについて記載したものであると考えられる。19世紀半ばのウステルユートランド地方における農業の近代化については, 拙稿「18-19世紀スウェーデンにおける農業革命」『経済貿易研究』第37号(2011年), 90-93頁; 拙稿「18-19世紀のフェーダ教区における農業景観」『経済貿易研究』第40号(2014年), 93-94頁。なお, 1トゥンナランド (tunnaland) は約0.49ヘクタールである。
- 23 1850年代後半の段階で, エールストルプ (Erstorp) 1/36マンタール農場の課税評価額が120リクスダーレル前後であったことから, この零細農場の売買価格を上回る年間地代額であったと考えられる。課税評価額については, Fastighetslängder för Hanekinds härad 1850-1859, VaLA.
- 24 Mantalslängder för Östergötland 1855-1865, VaLA; Fastighetslängder för Hanekinds härad 1858-1865, VaLA; INDIKO, DDB.
- 25 課税評価額から農場購入額を推察した。この額に大きな誤りはないと思われる。Fastighetslängder för Hanekinds härad 1855-1862, VaLA.
- 26 19世紀のスウェーデンにおいて, 奉公人がそれまでの「ライフサイクル奉公人」から, 社会的地位の低下の一過程の階層へと変容したとする説が有力視されている。本稿で指摘した「ライフサイクル耕作農

- 民」が、従来の「ライフサイクル奉公人」の機能を代替したという仮説が成り立つが、この検証は別稿にて行う予定である。19世紀スウェーデンにおける奉公人層の社会的地位の低下傾向については、Börje Harnesk, *Legofolk. Drängar, pigor och bönder i 1700- och 1800-talens Sverige*, Umeå: Umeå universitet 1990, s.17; Christer Lundh, “The social mobility of servants in rural Sweden, 1740–1894”, *Continuity and Change* 14 (1999), pp.75–83; Martin Dribe, *Leaving home in a peasant society: economic fluctuations, household dynamics and youth migration in southern Sweden, 1829–1866*, Lund: Lund University Press 2000, p.144.
- 27 北欧の研究者による代表的な先行研究として、David Gaunt, *Familjeliv i Norden*, Stockholm: Gidlund 1983, s.144–173; Olov Åberg & Johan Öster, *Efter avslutad färd, en anständig begravning. En karakteristik av undantagsinstitutionen Nederluleå och Råneå socken 1790–1895*, Uppsala: Department of Economic History, 1995; Martin Dribe & Christer Lundh, “Retirement as a strategy for land transmission: a micro-study of pre-industrial rural Sweden”, *Continuity and Change* 20 (2005), pp.165–191; Beatrice Moring, “Nordic retirement contracts and the economic situation of widows”, *Continuity and Change* 21 (2006), pp.383–418.
- 28 Sofia Holmlund, *Jorden vi ärvde. Arvsöverlåtelser och familjestrategier på den uppländska landsbygden 1810–1930*, Stockholm: Stockholm universitet 2007, s.51,132–134; Martin Dackling, “Egen jord eller annans? Jordägare och arrendatorer i Ekby 1845–1945”, i Anders Wästfelt (red), *Att bruka men inte äga. Arrende och annan nyttjanderätt till mark i svenskt jordbruk från medeltid till idag*, Stockholm: Kungliga Skogs- och Lantbruksakademien 2014, s.123–131.